

財務省告示第四百四十三号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す
 る。

平成二十年四月二十三日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国債券（変 動・十年）	第二回	四百億七千万円	七万二千九百九十三万九千九百九十三円
〃	第四回	八億二千万六千七百七十八円	二千八百六十六万八千六百五十四円
〃	第六回	六億四千三百七十五万二千一百一十三円	三十七億四千九百八十七万八千四百八十八円
〃	第八回	五億五千万二千三百一十三円	六万五千四百四十四万八千四百八十八円
〃	第十回	八億六千三百九十万六千九百九十九円	五万四千九百九十九万六千八百八十三円
〃	第十二回	六億三千五百八十五万四千四百四十一円	十万九千九百九十九万五千四百一十五円
合計		万三千二百六十五億四千七百七十五千三百三十九円	九十七億四千九百九十九万九千九百九十九万二千九百九十九円